「健康都市弘前」推進企業(健康増進部門)認定要件

認定項目			
1	事業所においてメンタルヘルスに対する取組が行われていること		※労働安全衛生法及び関係法令等に定められていない事業所独自の取組に限る
		例	・従業員50人未満の事業所の場合によるストレスチェックを実施
			・メンタルヘルス不調者が働きやすい職場環境を整備
2	事業所において治療と仕事の両立支援のための環境が整えられていること	例	・り患者の治療の状況を考慮した働き方(特別休暇・勤務体制)を支援する 環境を整備(メンタルヘルス不調者への治療と仕事の両立支援は任意項目①「メンタ ルヘルスに対する取組が行われていること」を選択) ・男性用個室トイレ内にサニタリーボックス(使用済の衛生用品入れ)を設 置
3	事業所において市等が運営するQOL健診を受診していること	例	・市及び市以外の団体(事業所を含む)が実施するQOL健診を受診
4	従業員の禁煙支援に対する取組が行われていること	例	・禁煙を希望する従業員に対して、禁煙治療実施医療機関への受診を勧奨
5	従業員に対して予防接種(インフルエンザ等)の推奨など、感染症 予防対策を行っていること	症例	・インフルエンザ等の感染症予防対策のため、予防接種を推奨
	17例対象を1] プでいること	נילו	・感染症予防対策として事業所内に消毒液を設置
6	従業員に対して運動機会の増進に向けた取組を行っていること		・従業員に対して、休憩時間内外を問わず運動を推奨
		例	・スポーツジムの法人会員となり、運動の機会を提供
			・ひろさき健幸増進リーダー等を講師とする運動教室を開催
	従業員に対して健康に対する意識及び知識を修得させ、健康教養を 高めるための取組を行っていること	例	・健康に関する講習会に参加させたり、健康づくりに関する資料を配布(事 業所内の研修会等も含む)
8	従業員に対して食生活改善など食育に関する取組を行っていること	例	・食生活改善に関する講習会に参加させたり、食育に関する情報を提供
9	従業員に対して歯及び口腔に関する取組を行っていること	例	・従業員に、歯科健診の受診を実施または勧奨 (労働安全衛生法第66条第3項に定める健診は除く)
			・歯・口腔に関する講習会に参加させたり、歯・口腔に関する情報を提供
	従業員に対して市等が実施する健康づくり応援人材養成研修等を受講させ、健康づくりに関わる者を有していること	例	・市及び市以外の団体が実施する健康づくりに係る人材の養成研修等を受講・修了し、QOL健診その他従業員の健康づくりに係る取組に従事できる者を 有していること
11)	①から⑩までの取組以外の健康づくりに関する取組を行っていること	例	・事業所内に血圧計や体組成計を設置し、健康状態を確認
12	①から⑪までについて、機会付与やインセンティブ(有償等)を 行っていること		・予防接種やがん検診の費用を助成
		例	・健康に係る手当の支給や、勤務時間内又は有給休暇等の取得により、健診 (再検査を含む)等が受診しやすい環境を整備(任意項目②「治療と仕事の両立 支援のための環境が整えられていること。」に該当するものを除く)